

大阪市公報

発行所
大 阪 市 役 所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目 次

規 則

- 大阪市市税条例施行規則の一部を改正する規則…………… 3
- 大阪市設霊園条例施行規則の一部を改正する規則…………… 11

告 示

- 大阪市設霊園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日…………… 23
- 放置自動車の処理…………… 23
- 町の区域変更（此花区）…………… 24
- 一般競争入札の執行（防犯カメラ装置の購入）…………… 24
- 一般競争入札の執行（平成21年度P P C用紙の購入）…………… 27
- 一般競争入札の執行（大阪市立中央図書館で使用する電気の調達）…………… 30
- 落札者等の公示…………… 32
- 開発行為に関する工事の完了…………… 36
- 開発行為に関する工事の完了…………… 36
- 開発行為に関する工事の完了…………… 37
- 開発行為に関する工事の完了…………… 38
- 開発行為に関する工事の完了…………… 39
- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… 40
- 生活保護法に基づく指定医療機関の変更…………… 42
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止…………… 43
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定辞退…………… 43
- 生活保護法に基づく介護機関の指定…………… 44
- 生活保護法に基づく指定介護機関の変更…………… 47
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止…………… 48
- 生活保護法に基づく指定介護機関の休止…………… 49
- 生活保護法に基づく施術者の指定…………… 49
- 生活保護法に基づく指定施術者の変更…………… 50
- 生活保護法に基づく指定施術者の廃止…………… 51
- 北畠公園の供用休止…………… 52
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告…………… 52
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告…………… 53
- 放置自動車の処理…………… 54
- 道路法違反物件の除却…………… 55

○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置及び構造等 変更の許可申請の概要……………	55
○落札者等の公示……………	61
○大阪市選挙管理委員会委員の退職……………	62
○監査の結果に関する報告に基づき講じた措置の通知の公表……………	62
○監査の結果に関する報告に基づき講じた措置の通知の公表……………	91
公 告	
○一般競争入札の執行（古鋼材の売払い）……………	140
○一般競争入札の執行（土地の売払い）……………	142
○一般競争入札の執行（中古自家用普通乗合自動車の売払い）……………	144
○一般競争入札の執行（古新聞紙等の売払い）……………	146
○条件付一般競争入札の執行（土地の賃貸借）……………	148

公布された規則のあらまし

◇大阪市市税条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金等の指定の申請等に係る添付書類等を定めることにしました。
- 2 この規則は、公布の日から施行することにしました。

（平成21年大阪市規則第144号 財政局税務部管理担当）

◇大阪市設霊園条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 合葬式墓地の使用に関し必要な事項を定めることにしました。
- 2 北霊園に墓石等を設置する際の基準を定めることにしました。
- 3 その他必要な規定を整備することにしました。
- 4 この規則は、平成21年11月1日から施行することにしました。

（平成21年大阪市規則第145号 環境局事業部斎場・霊園担当）

規 則

大阪市市税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年10月30日

大阪市長 平 松 邦 夫

大阪市規則第144号

大阪市市税条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市市税条例施行規則（昭和29年大阪市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（寄附金税額控除に係る指定の申請等）

第14条の2 条例第35条の3第1項第3号の規定による市長の指定に係る同条第3項の申請は、次に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 条例第35条の3第1項第3号の規定による市長の指定を受けようとする寄附金が所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（租税特別措置法第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）に該当することを証する書類
- (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (3) 市内に事務所又は事業所を有することを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 条例第35条の3第1項第4号の規定による市長の指定に係る同条第3項の申請は、次に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 条例第35条の3第1項第4号の規定による市長の指定を受けようとする金銭が所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭であることを証する書類
- (2) 信託行為の内容を示す書類
- (3) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人が申請する場合に限る。）
- (4) 主務官庁が大阪府知事又は大阪府教育委員会であることを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 条例第35条の3第6項の規定による届出は、次に掲げる書類を添付した届出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 条例第35条の3第3項に規定する申請に係る事項に異動があつたことを証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

4 条例第35条の3第7項の規定による報告は、次に掲げる書類を添付した報告書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 条例第35条の3第3項に規定する申請に係る事業（同条第6項の規定により異動の届出を行つた場合には、当該異動後の事業）を行つたことを証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

別表様式一覧表中第43号の2様式の項の次に次の5項を加える。

第43号の3様式 寄附金税額控除に係る指定申請書（条例第35条の3 規則第14条の2）

ア 寄附金用

イ 公益信託用

第43号の4様式 寄附金税額控除に係る指定申請に対する通知書（条例第35条の3）

第43号の5様式 寄附金税額控除に係る指定の要件等の異動届出書（条例第35条の3 規則第14条の2）

第43号の6様式 寄附金税額控除に係る寄附金額等報告書（条例第35条の3 規則第14条の2）

第43号の7様式 寄附金税額控除に係る指定取消通知書（条例第35条の3）

別表第43号の2様式の次に次のように加える。

第43号の3様式 寄附金税額控除に係る指定申請書（条例第35条の3 規則第14条の2）（A4）

ア 寄附金用

受付印

寄附金税額控除に係る指定申請書

平成 年 月 日

大 阪 市 長 様

所 在 地	
名 称	
代 表 者 の 氏 名 印	印

大阪市市税条例第 条 第 項の規定により、寄附金税額控除に係る指定を受けたいので申請します。

市 内 に 有 す る 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	
上 記 事 務 所 又 は 事 業 所 の 開 設 年 月 日	年 月 日
所得税の寄附金控除の対象となる寄附金に指定されたことの根拠条項	☐ 所得税法第 条第 項第 号 ☐ 租税特別措置法第 条
所得税の寄附金控除の対象となる寄附金として指定を受けた年月日	年 月 日
所得税の寄附金控除の対象となる寄附金に指定された期間	年 月 日から 年 月 日まで
市内において行う事業の概要	
添 付 書 類	☐ 所得税の寄附金控除の対象となる寄附金に該当することを証する書類 ☐ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類） ☐ 市内に事務所又は事業所を有することを証する書類 ☐ その他（ ）

注 該当する□にレ印をつけてください。

イ 公益信託用

受付印

寄附金税額控除に係る指定申請書

平成 年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕	
氏 名 印 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名印〕	印

大阪州市税条例第 条 第 項の規定により、寄附金税額控除に係る指定を受けたいので申請します。

公 益 信 託 の 名 称	
所得税の寄附金控除の対象となる金銭に該当する期間	年 月 日から 年 月 日まで
公 益 信 託 の 目 的	
添 付 書 類	☐ 所得税の寄附金控除の対象となる金銭に該当することを証する書類 ☐ 信託行為の内容を示す書類 ☐ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人が申請する場合に限る。） ☐ 主務官庁が大阪府知事又は大阪府教育委員会であることを証する書類 ☐ その他（ ）

注 該当する□にレ印をつけてください。

第43号の4様式 寄附金税額控除に係る指定申請に対する通知書（条例第35条の3）（A4）

寄附金税額控除に係る指定申請に対する通知書

平成 年 月 日
第 号

様

大阪市長

印

平成 年 月 日付け寄附金税額控除に係る指定申請について、
次のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 大阪州市税条例第 条 第 項の規定に基づき、指定しました。
- 2 次の理由により、申請を却下します。
(理由)

注 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に大阪市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。）。ただし、この処分について異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該訴えを提起することができます。

第43号の5様式 寄附金税額控除に係る指定の要件等の異動届出書(条例第35条の3 規則第14条の2) (A4)

受付印

寄附金税額控除に係る指定の要件等の異動届出書

平成 年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所 〔法人等にあつては、主たる事務所の所在地〕	
氏 名 印 〔法人等にあつては、その名称及び代表者の氏名印〕	印

大阪市市税条例第 条 第 項の規定により、次の事項について異動があつたので届け出ます。

異 動 事 由		☐ 市内に有する事務所又は事業所の異動 ☐ 市内において行っている事業の異動 ☐ その他 ()
上記異動事由の事実発生年月日		年 月 日
異 動 内 容	異 動 前	
	異 動 後	
添 付 書 類		☐ 定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類） ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()

注 該当する□にレ印をつけてください。

第43号の6様式 寄附金税額控除に係る寄附金額等報告書（条例第35条の3 規則第14条の2）（A4）

受付印

寄附金税額控除に係る寄附金額等報告書

平成 年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所 〔法人等にあつては、主たる事務所の所在地〕	
氏 名 印 〔法人等にあつては、その名称及び代表者の氏名印〕	(印)

大阪州市税条例第 条 第 項の規定により、次のとおり報告します。

平成 年 1 月 1 日から平成 年 12 月 31 日まで

寄附等をした者の氏名	寄附等をした者の住所	寄附等の金額（円）	寄附等を受領した年月日
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日
添付書類	☐ 条例第35条の3第3項に規定する申請に係る事業（同条第6項の規定により異動の届出を行った場合には、当該異動後の事業）を行ったことを証する書類 ☐ その他（ ）		

注1 寄附等をした者の氏名の五十音順に記載してください。

2 該当する□にレ印をつけてください。

第43号の7様式 寄附金税額控除に係る指定取消通知書（条例第35条の3）（A4）

寄附金税額控除に係る指定取消通知書

平成 年 月 日
第 号

様

大阪市長

印

平成 年 月 日付け第 号により大阪州市税条例第 条 第 項に
規定する寄附金又は金銭として指定しましたが、大阪州市税条例第 条 第 項
の規定により当該指定を取り消しましたので、通知します。

(理由)

注 この処分不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に大阪市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。）。ただし、この処分について異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該訴えを提起することができます。

別表第44号様式中「現在で」を「現在で 区内に」に、「所得金額」を「合計所得金額」に改め、「（あなたの前年の所得について申告した税務署名）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪州市税条例施行規則別表第44号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪州市税条

例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

(平21. 10. 30揭示済)

大阪市設霊園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年10月30日

大阪市長 平 松 邦 夫

大阪市規則第145号

大阪市設霊園条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市設霊園条例施行規則（昭和54年大阪市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「により霊園」を「により霊園（条例第1条第2項に規定する合葬式墓地（以下「合葬式墓地」という。）を除く。以下この章から第5章までにおいて同じ。）」に改める。

第3条中「以下」を「以下この章から第5章までにおいて」に改める。

第4条第1項中「使用料」を「使用料（条例第9条第1項の使用料をいう。以下この章から第5章までにおいて同じ。）」に改める。

第5条中「瓜破及び服部霊園」を「瓜破霊園、服部霊園及び北霊園」に改める。

第24条を削り、第25条を第38条とする。

第7章を第8章とする。

第23条を第37条とする。

第22条中「第20条の6」を「第20条の23」に改め、同条を第36条とする。

第21条第2項第7号中「第20条の5各号」を「第20条の22各号」に改め、同項第8号中「第20条の2」を「第20条の19」に改め、同条を第35条とする。

第20条中「第20条の3第5号の市長が」を「第20条の20第5号の市規則で」に改め、同条第3号中「第20条の5各号」を「第20条の22各号」に改め、同条を第34条とする。

第6章を第7章とする。

第5章中第19条の次に次の1条を加える。

（許可証の返還及び再交付）

第20条 条例第16条第1項の規定による使用許可の取消し等により霊園使用許可証が不要となった者は、直ちに市長に当該許可証を返還しなければならない。

2 使用者が霊園使用許可証を紛失し、又は汚損したときは、別記第8号様式の霊園使用許可証再交付申請書を市長に提出し、霊園使用許可証の再交付を受けなければならない。

第5章の次に次の1章を加える。

第 6 章 合葬式墓地

(使用許可申請手続)

第21条 条例第20条の5第1項の規定により埋蔵を目的とする合葬式墓地の使用の許可を受けようとする者は、別記第9号様式の合葬式墓地使用許可申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 住所を証明する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 条例第20条の5第1項の規定により個別参拝室（同項に規定する個別参拝室をいう。以下同じ。）の使用の許可を受けようとする者は、別記第10号様式の個別参拝室使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

(個別参拝室の使用時間)

第22条 個別参拝室の使用時間は、1回あたり2時間を超えることができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(許可証の交付等)

第23条 市長は、合葬式墓地を埋蔵の目的で使用しようとする者に対する条例第20条の5第1項の許可（以下「埋蔵使用許可」という。）を行ったときは、埋蔵使用許可を受けた者（以下「埋蔵使用者」という。）に対し別記第11号様式の合葬式墓地使用許可証を交付する。

(公募)

第24条 条例第20条の5第2項の公募は、使用料（条例第20条の9第1項の使用料をいう。以下この章において同じ。）の額、使用申請期間その他必要な事項を公示して行う。

2 前項の公募は、新聞への掲載、ラジオ又はテレビジョンによる放送、市役所等の掲示場における掲示その他市長が適当と認める方法により行う。

(保管の手続)

第25条 埋蔵使用者又は条例第20条の4第3号に規定する生前予約使用の埋蔵使用許可を受けた者の遺骨を所持する者が、遺骨を納骨壇（条例第1条第2項に規定する納骨壇をいう。以下同じ。）に保管しようとするときは、市長に届け出て、合葬式墓地使用許可証に納骨壇への遺骨保管に関する事項の記入を受けなければならない。

(遺骨の保管及び埋蔵)

第26条 納骨壇における遺骨の保管位置は、市長が定める。

2 市長は、条例第20条の6第1号又は第2号に規定する納骨壇の使用期間を経過したときは、埋蔵使用者に通知することなく、遺骨を合葬室（条例第1条第2項に規定する合葬室をいう。以下同じ。）に埋蔵するものとする。

3 遺骨の納骨壇への保管及び合葬室への埋蔵は、市長が指定した者が行う。

(遺骨の容器の基準)

第27条 条例第20条の7第2項の市規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 幅、奥行及び高さがそれぞれ20センチメートル以下であること

(2) 材質が陶磁器その他遺骨の保管に適したものであること

(3) 桐箱、骨覆等の外装が施されていないこと

(記名板への記名)

第28条 条例第20条の8の規定により合葬式墓地に設置された記名板に埋蔵された者の氏名を記名することを求めようとする者は、別記第12号様式の合葬式墓地記名申請書を市長に提出し、合葬式墓地使用許可証の記名の欄への記入を受けなければならない。

2 記名板における埋蔵された者の氏名の記名の位置は、市長が定める。

(許可証の記載事項の変更)

第29条 埋蔵使用者は、住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）に変更があったときは、別記第13号様式の変更届に変更の事実を証明する書類を添付して市長に提出し、合葬式墓地使用許可証の書換えを受けなければならない。

(使用料の減免)

第30条 条例第20条の11第1項又は第2項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、別記第14号様式の合葬式墓地使用料減免申請書に減免の事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(埋蔵使用許可の取消しの申出)

第31条 埋蔵使用許可の取消しの申出をしようとする者は、別記第15号様式の合葬式墓地使用許可取消申出書に印鑑登録証明書その他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(使用料の還付手続)

第32条 条例第20条の15第2項又は第4項の規定により使用料の還付を受けることができる者は、市長に対し印鑑登録証明書その他市長が必要と認める書類を添えて、還付を請求しなければならない。

(許可証の返還及び再交付)

第33条 条例第20条の12第1項の規定による埋蔵使用許可の取消し等により合葬式墓地使用許可証が不要となった者は、直ちに市長に当該許可証を返還しなければならない。

2 使用者が合葬式墓地使用許可証を紛失し、又は汚損したときは、別記第16号様式の合葬式墓地使用許可証再交付申請書を市長に提出し、合葬式墓地使用許可証の再交付を受けなければならない。

別表第1中「瓜破及び服部霊園」を「瓜破霊園、服部霊園及び北霊園」に改める

第8号様式中「第24条」を「第20条」に改め、同様式の次に次のように加える。

第 9 号様式（第21条関係）（A 4）

合 葬 式 墓 地 使 用 許 可 申 請 書

平成 年 月 日

大阪市長 様

住 所

（法人にあっては主たる事務所の所在地）

申請者 ふりがな 氏 名 印

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名印）



電話番号

大阪市設霊園条例第20条の5第1項の規定により、合葬式墓地の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使 用 区 分 （□に✓をつけてください。）		□遺骨所持者による使用 □生前予約使用
使 用 形 態 （□に✓をつけてください。）		□10年間保管後合葬 □20年間保管後合葬 □直接合葬
埋 蔵 者	氏 名	
	住 所	
	申請者との続柄	

第10号様式（第21条関係）（A 4）

個 別 参 拝 室 使 用 許 可 申 請 書

平成 年 月 日

大阪市長 様

住 所

（法人にあっては主たる事務所の所在地）

申請者 ふりがな 氏 名 印

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名印）



電話番号

大阪市設霊園条例第20条の5第1項の規定により、個別参拝室の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使 用 日	平成 年 月 日		
使 用 時 間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後		
埋 蔵 者 氏 名		申 請 者 と の 続 柄	

第11号様式（第23条関係）（A 4）

（表）

合 葬 式 墓 地 使 用 許 可 証

第 号

平成 年 月 日

様

大阪市長



大阪市設霊園条例第20条の5第1項の規定により、次のとおり合葬式墓地の使用を許可したことを証します。

使 用 区 分	☐ 遺骨所持者による使用 ☐ 生前予約使用	
使 用 形 態	☐ 10年間保管後合葬 ☐ 20年間保管後合葬 ☐ 直接合葬	
既 納 使 用 料	金	円
記 名	☐ 有 ☐ 無	
既 納 記 名 料	金	円
埋 蔵 者	氏 名	
	住 所	
	使用者との 続柄	

(裏)

納骨壇への遺骨保管に関する事項

区	分	年	月	日	保	管	期	限	確	認	印
☐ 10年間保管後合葬											
☐ 20年間保管後合葬											

注 意 事 項

- この使用許可証は、次のいずれかに該当するときは、関係書類を添えて霊園事務所に提出する必要がありますので大切に保管してください。
 - 遺骨を納骨壇に保管するとき又は合葬室に埋蔵するとき。この場合、火葬許可証又は改葬許可証が必要となります。
 - 使用者の住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）に変更があったとき
 - 使用許可の取消しを申し出るとき
- この使用許可証を紛失し、又は汚損したときは、速やかに霊園事務所に届け出て、再交付を受けてください。
- 使用者が次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は改葬させていただくことがあります。
 - 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき
 - 大阪市設霊園条例に違反し、又は同条例に基づく指示に従わないとき
- 埋蔵する遺骨を所持している方が、使用許可を受けた日から1年を経過しても合葬式墓地を使用しないときは、当該合葬式墓地の使用権は消滅します。
- 10年間保管後合葬又は20年間保管後合葬の保管期間を経過した遺骨は、使用者に通知することなく、他の遺骨と共に合葬室に埋蔵します。
- 合葬室に埋蔵された遺骨は返還できません。
- 遺骨の納骨壇への保管及び合葬室への埋蔵は市長が指定した者が行い、使用者及び参拝者の方は、納骨壇を設置している部屋及び合葬室へは立ち入ることができません。
- 納骨壇に保管する遺骨の容器は、幅、奥行き及び高さがそれぞれ20センチメートル以下でなければなりません。
- 生前予約をされた方は、ご自分の死後に、その遺骨が合葬式墓地に埋蔵されるよう、予め必要な措置を講じておいてください。

第12号様式（第28条関係）（A 4）

合 葬 式 墓 地 記 名 申 請 書

平成 年 月 日

大阪市長 様

住 所

(法人にあっては主たる事務所の所在地)

申請者 ふりがな 氏 名 印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名印)



電話番号

大阪市設霊園条例第20条の8の規定により、合葬式墓地の記名板に埋蔵者の氏名の記名を受けたいので、次のとおり申請します。

許可証の番号		第 号		
埋蔵者	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日	死亡年月日 (生前予約使用の場合は、 記入不要)	年 月 日

第13号様式（第29条関係）（A 4）

住 所 ・ 氏 名 変 更 届

平成 年 月 日

大阪市長 様

住 所

（法人にあっては主たる事務所の所在地）

ふりがな
申請者 氏 名

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

電話番号

許可証の番号	第 号	埋 蔵 者 氏 名	
--------	-----	-----------	--

次のとおり変更したので届けます。

変 更 の 内 容 （ □ に ✓ を つ け て く だ さ い 。 ）		変 更 年 月 日
□使用者住所 （法人にあっては主たる事務所の所在地）	新	平成 年 月 日
	旧	
□使用者氏名 （法人にあってはその名称及び代表者の氏名）	新	平成 年 月 日
	旧	

第14号様式（第30条関係）（A 4）

合 葬 式 墓 地 使 用 料 減 免 申 請 書

平成 年 月 日

大阪市長 様

住 所

（法人にあっては主たる事務所の所在地）

ふりがな
申請者 氏 名 印

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名印）



電話番号

大阪市設霊園条例第20条の11第1項又は第2項の規定により、合葬式墓地の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

使 用 形 態 （□に✓をつけてください。）	☐ 10年間保管後合葬 ☐ 20年間保管後合葬 ☐ 直接合葬
埋 蔵 者 氏 名	
申 請 の 理 由	

第15号様式（第31条関係）（A4）

合 葬 式 墓 地 使 用 許 可 取 消 申 出 書

平成 年 月 日

大阪市長 様

住 所

（法人にあっては主たる事務所の所在地）

申請者 ふりがな 氏 名 印

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名印）



電話番号

次のとおり使用許可の取消しを申し出ます。

許可証の番号	第 号	埋 蔵 者 氏 名	
既 納 使 用 料	金 円		
使 用 状 況 （□に✓をつけてください。）	□納骨壇を使用中 □未使用		
申 出 の 理 由			

第16号様式（第33条関係）（A 4）

合 葬 式 墓 地 使 用 許 可 証 再 交 付 申 請 書

平成 年 月 日

大阪市長 様

住 所

(法人にあっては主たる事務所の所在地)

申請者 氏 名

ふ り が な

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

電話番号

合葬式墓地使用許可証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

許 可 証 の 番 号	第 号
使 用 者 氏 名	
埋 蔵 者 氏 名	
理 由 (□に✓をつけてください。)	□紛 失 □汚 損

附 則

- この規則は、平成21年11月1日から施行する。
- この規則による改正後の大阪市設霊園条例施行規則第5条の規定は、この規則の施行の日以後に北霊園の使用の許可を受けた者について適用し、同日前に同霊園の使用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

(平21. 10. 30揭示済)

告 示

大阪市告示第1098号

大阪市霊園条例の一部を改正する条例（平成21年大阪市条例第36号）中第1条、第2条、第6条の2及び第20条の2から第20条の8までの改正規定、第3章の2を第3章の3とし、第3章の次に1章を加える改正規定並びに第21条第2号の改正規定は、平成21年11月1日から施行する。

平成21年10月30日

大阪市長 平 松 邦 夫
(環境局事業部斎場・霊園担当)
(平21. 10. 30揭示済)

大阪市告示第1099号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年10月30日

大阪市長 平 松 邦 夫

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成21年11月13日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

No.	種 類	場 所
1	自動二輪車 (スズキ 黒色)	浪速区日本橋4丁目14番先
2	普通自動車 (トヨタ 白色)	西成区花園北1丁目8番先

(建設局管理部路上違反物件担当)
(平21. 10. 30揭示済)

大阪市告示第1114号

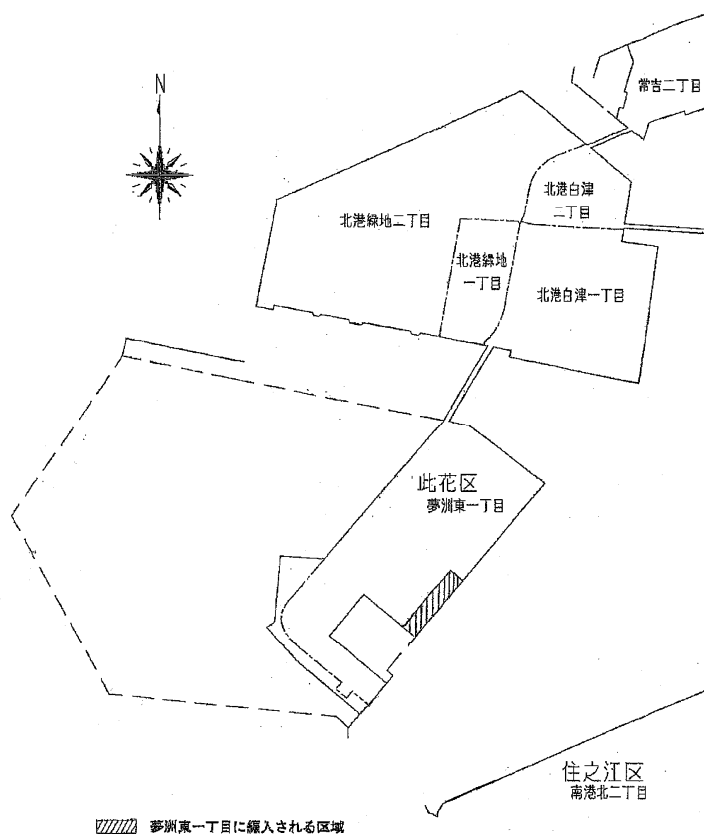
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項及び第2項の規定並びに大阪府市町村の区域内の町又は字の新設等に関する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成17年大阪府条例第7号）第2条の規定により、本市此花区の一部における町の区域の変更について次のとおり告示する。

平成21年11月13日

大阪市長 平 松 邦 夫

- 1 別図で示すとおり、夢洲東一丁目の区域を変更する。
- 2 実施期日

平成21年11月13日

別図

(市民局市民部住民情報担当)

大阪市告示第1115号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成21年11月13日

大阪市長 平 松 邦 夫

- 1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当 電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

防犯カメラ装置一式（自転車駐車場） 251セット
（電子入札対象案件）

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成22年3月31日

(4) 納入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成21年11月30日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと

(4) 平成20・21年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「30電気機器・通信・情報処理機器類」で登録していること

4 入札説明書等の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 システム上及び担当部局（1に同じ）

(2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成21年11月30日（月）まで無償により交付する。

(3) 入札参加申請書等の受付期間 公示の日の翌日から平成21年11月30日（月）午後5時まで

(4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

① 入札書受付期間 平成21年12月21日（月）から同月22日（火）までの午前9時から午後5時まで

② 開札予定日時 平成21年12月24日（木）午後1時30分

③ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間 平成21年12月24日（木）午後1時から午後1時30分まで

② 開札予定日時 平成21年12月24日（木）午後1時30分

③ 場所 大阪市契約管財局第 2 入札室（1 に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号。以下「契約規則」という。）第 25 条第 2 項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合平成 21 年 12 月 22 日（火）午後 5 時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第 37 条第 1 項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成 21 年 11 月 30 日（月）午後 5 時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。
なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第 28 条第 1 項の規定に該当する入札

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達、WTO に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(4) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Security Camera Systems (bicycle parking lot) 251sets

(2) The closing date and time for the submission of application forms

and attached documents for the qualification confirmation: 5:00PM, 30 November 2009

(3) The date and time for the submission of tenders:

① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 21 December 2009 to 5:00PM, 22 December 2009

② in person: from 1:00PM to 1:30PM, 24 December 2009

③ by post: 5:00PM, 22 December 2009

(4) A contact point where tender documents are available: Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

(契約管財局契約部物品等契約担当)



大阪市告示第1116号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成21年11月13日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 担当部局

〒530-8201

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号

大阪市会計室会計企画担当 電話 06-6208-8481

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

① 平成21年度P P C用紙 買入 第4四半期 (単価契約) 第1ブロック

A 4 22,320,500枚 A 3 969,250枚 B 4 485,250枚

② 平成21年度P P C用紙 買入 第4四半期 (単価契約) 第2ブロック

A 4 8,004,000枚 A 3 618,000枚 B 4 552,500枚

③ 平成21年度P P C用紙 買入 第4四半期 (単価契約) 第3ブロック

A 4 9,619,000枚 A 3 459,750枚 B 4 430,500枚

④ 平成21年度P P C用紙 買入 第4四半期 (単価契約) 第4ブロック

A 4 17,082,500枚 A 3 1,112,500枚 B 4 370,000枚

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成22年1月4日から同年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 納入方法

入札説明書による。

(6) 入札方法

上記(1)①～④の物品毎に入札に付する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を契約管財局契約部物品等契約担当（電話06-4395-7161）に行い当該審査を受けること。（申請の際には、必ずWTO適用入札に係る申請である旨を告げること）ただし、平成21年11月27日（金）までに資格審査申請を行わない場合は入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (4) 平成20・21年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「24事務用品・事務機器類」で登録していること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札にかかる問い合わせ先 1に同じ
- (2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成21年11月27日（金）までに大阪市ホームページにて閲覧及び出力すること。また、上記1においても無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書の受付期間 公示の日から平成21年11月27日（金）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

5 入札手続等

(1) 入札執行日及び場所

平成21年12月22日（火） 午前10時

大阪市役所本庁舎地下1階 共通会議室

ただし郵便入札の場合は、平成21年12月21日（月）午後5時30分までに書留郵便等にて必着のこと。郵送先は1に同じ。

(2) 入札保証金等

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

ウ 保証人 不要

エ 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

オ 契約書作成の要否 要

(3) 落札者の決定方法

上記 2 (1)①～④の物品毎に、すべての品目について、予定価格（単価）の制限の範囲内で有効な入札を行った者を落札者とする。なお、2 名以上の者が予定価格（単価）の制限の範囲内の価格で入札した場合は、見積単価に、それぞれの予定数量を乗じた総金額の低い者を落札者とする。

6 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書を平成21年11月27日（金）午後 5 時30分までに担当部局に持参して提出すること。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された当該書類の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- (1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第 1 項の規定に該当する入札
- (2) 本市が交付した入札書を用いないでした入札
- (3) 一般競争入札参加申請書に虚偽の記載をした入札
- (4) 開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

8 その他

- (1) この調達は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (4) 入札の参加に要する費用は入札参加者の負担とする。
- (5) 契約締結は、平成22年 1 月 4 日を予定している。
- (6) 詳細は入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:

- ① Copy paper purchase of the first block of the fourth quarter on fiscal year of 2009(schedule of rates contract)
- ② Copy paper purchase of the second block of the fourth quarter on fiscal year of 2009(schedule of rates contract)

- ③ Copy paper purchase of the third block of the fourth quarter on fiscal year of 2009(schedule of rates contract)
- ④ Copy paper purchase of the fourth block of the fourth quarter on fiscal year of 2009(schedule of rates contract)
- (2) Closing date and time of the submission of application forms and attached documents of the qualification confirmation: 5:30 PM, 27 November 2009
- (3) Date and time of the submission of tenders: 10:00 AM, 22 December 2009
(Closing date and time of the submission of tenders by mail: 5:30 PM, 21 December 2009)
- (4) Contact point where tenders documents are available:Accounting Planning Department, Office Of The Treasurer, Osaka City Hall, 1-3-20 Nakanoshima, Kita-ku, Osaka, 530-8201 TEL : 06-6208-8481

(会計室会計企画担当)

大阪市告示第1117号

一般競争入札を執行するので、次のとおり告示する。

平成21年11月13日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 契約担当

〒550-0014 大阪市北堀江4丁目3番2号

大阪市立中央図書館総務担当 電話 06-6539-3316

2 入札に付する事項

(1) 調達件名及び予定数量

大阪市立中央図書館で使用する電気 3,030,000 kWh

(2) 調達物件の特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(4) 履行場所

大阪市立中央図書館

3 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、本市の電力調達に係る入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと

- (4) 本市電力調達に係る入札参加有資格者名簿に登録されていること

なお、本市電力調達に係る入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市電力調達に係る入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を契約管財局契約部物品等契約担当（電話06-4395-7161）に行い当該審査を受けること

ただし、平成21年12月15日（火）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない

- (5) 本市電力の調達に係る環境配慮指針に基づく入札参加資格を有すること

なお、大阪市電力に係る環境配慮指針に関しては、環境局企画部地球環境保全担当（電話06-6630-3218）に問い合わせること

4 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、入札参加申請書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 契約担当（上記1に同じ）

- (2) 入札説明書等の交付方法

公示の日から平成21年12月15日（火）までの毎日（大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）午前9時から午後5時までの間（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）上記1により無償により交付する。

- (3) 入札参加申請書の受付期間

公示の日から平成21年12月15日（火）までの毎日（本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時までの間（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）

5 入札執行の日時及び場所

平成22年1月25日（月）午前10時

大阪市立中央図書館 5階中会議室

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成22年1月22日（金）午後5時30分までに必着のこと（郵送先は上記1に同じ）

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

- (3) 保証人 不要

- (4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成21年12月15日（火）午後5時までに提出しなければならない。提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項に該当する入札

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (4) 詳細は入札説明書による。
- (5) 契約の締結は、平成22年度予算が発効したときとする。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :Electricity about 3,030,000kWh to use at Osaka Municipal Central Library
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:5:30 PM, 15 December 2009
- (3) The date and time for the submission of tenders:10:00 AM, 25 January, 2010 (tenders submitted by mail 5:30PM, 22 January, 2010)
- (4) Contact point where tender documents are available:General Affairs Department, Osaka Municipal Central Library 3-2 Nishinagahori4 Nishi-ku, Osaka 550-0014 TEL:06-6539-3316

(教育委員会事務局 中央図書館)

大阪市告示第1118号

次のとおり落札者等について公示する。

平成21年11月13日

大阪市長 平 松 邦 夫

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方）
⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦
随意契約の場合はその理由

◎契約担当 契約管財局契約部物品等契約担当（大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号）

①アンモニア水（西淀工場外3か所）下半期 628,000kg 概算買入 ②一般 ③21. 9. 9 ④セイブ化成(株) 大阪市西区江戸堀1-4-23 ⑤
31,321,500円 ⑥21. 7. 17

①かせいソーダ（鶴見工場）下半期 890,000kg 概算買入 ②一般 ③21. 9. 9 ④愛産商事(株) 大阪営業所 大阪市中央区道修町2-6-7 ⑤
28,035,000円 ⑥21. 7. 17

①ポリ硫酸第二鉄（海老江下水処理場外3か所）下半期 2,550,000kg 概算買入 ②一般 ③21. 9. 9 ④曾我(株) 大阪市中央区高麗橋2-4-11東ビル ⑤50,604,750円 ⑥21. 7. 17

①かせいソーダ（大正工場）下半期 730,000kg 概算買入 ②一般 ③21. 9. 9 ④(株)隅谷商店 大阪府東大阪市渋川町2-3-14 ⑤22,918,350円 ⑥21. 7. 17

①湿式排ガス洗浄装置用活性炭（森之宮工場）下半期 30,000kg 概算買入 ②一般 ③21. 9. 9 ④(株)十全チバフク 大阪支店 大阪市中央区今橋4-4-7 ⑤19,530,000円 ⑥21. 7. 17

①低食塩次亜塩素酸ソーダ（津守下水処理場外3か所）下半期 1,188,000kg 概算買入 ②一般 ③21. 9. 9 ④貴和化学薬品(株) 大阪営業所 大阪市淀川区西中島4-13-24 ⑤35,675,640円 ⑥21. 7. 17

①低食塩次亜塩素酸ソーダ（海老江下水処理場外3か所）下半期 1,053,000kg 概算買入 ②一般 ③21. 9. 9 ④要薬品(株) 大阪市西区京町堀3-2-7 ⑤30,593,335円 ⑥21. 7. 17

①高分子凝集剤（中浜下水処理場外5か所）下半期 159,800kg 概算買入 ②一般 ③21. 9. 9 ④(株)トキワ商事 大阪支店 大阪市中央区久太郎町2-5-28 ⑤98,996,100円 ⑥21. 7. 17

①かせいソーダ（住之江工場）下半期 900,000kg 概算買入 ②一般 ③21. 9. 9 ④巽合成化学(株) 大阪市西成区北津守4-4-21 ⑤28,227,150円 ⑥21. 7. 17

①硫酸ばんど（平野工場外6か所）下半期 1,014,000kg 概算買入 ②一般 ③21. 9. 9 ④ソーダニッカ(株) 大阪支社 大阪市北区中之島3-3-3 ⑤11,040,939円 ⑥21. 7. 17

- ①塩化カルシウム（森之宮工場外3か所）下半期 733,000kg 概算買入
②一般 ③21. 9. 9 ④(株)辻本 大阪市平野区瓜破1-12-31 ⑤
19,087,320円 ⑥21. 7. 17
- ①尿素（西淀工場外5か所）下半期 997,000kg 概算買入 ②一般 ③21.
9. 9 ④セイブ化成(株) 大阪市西区江戸堀1-4-23 ⑤23,397,097円 ⑥
21. 7. 17
- ①かせいソーダ（森之宮工場）下半期 660,000kg 概算買入 ②一般 ③
21. 9. 9 ④セイブ化成(株) 大阪市西区江戸堀1-4-23 ⑤20,304,900円
⑥21. 7. 17
- ①かせいソーダ（舞洲スラッジセンター）下半期 1,450,000kg 概算買入
②一般 ③21. 9. 9 ④大鳥産業(株) 大阪府中央区平野町4-6-4 ⑤
44,076,375円 ⑥21. 7. 17
- ①ポリ硫酸第二鉄（中浜下水処理場外3か所）下半期 2,160,000kg 概算
買入 ②一般 ③21. 9. 9 ④大鳥産業(株) 大阪府中央区平野町4-6-4
⑤42,865,200円 ⑥21. 7. 17
- ①高分子凝集剤（舞洲スラッジセンター）下半期 180,000kg 概算買入
②一般 ③21. 9. 9 ④大鳥産業(株) 大阪府中央区平野町4-6-4 ⑤
104,895,000円 ⑥21. 7. 17
- ①消石灰（西淀工場）下半期 900,000kg 概算買入 ②一般 ③21. 9. 9
④浦野(株) 大阪府中央区伏見町2-5-5 ⑤24,097,500円 ⑥21. 7. 17
- ①低食塩次亜塩素酸ソーダ（中浜下水処理場外3か所）下半期
1,455,000kg 概算買入 ②一般 ③21. 9. 9 ④愛産商事(株) 大阪営業
所 大阪府中央区道修町2-6-7 ⑤40,745,092円 ⑥21. 7. 17
- ①かせいソーダ（舞洲工場）下半期 2,000,000kg 概算買入 ②一般 ③
21. 9. 9 ④(株)トキワ商事 大阪支店 大阪府中央区久太郎町2-5-28
⑤54,495,000円 ⑥21. 7. 17
- ①かせいソーダ（港工場）下半期 600,000kg 概算買入 ②一般 ③21.
9. 9 ④巽合成化学(株) 大阪府西成区北津守4-4-21 ⑤18,648,000円
⑥21. 7. 17
- ①かせいソーダ（平野工場）下半期 1,700,000kg 概算買入 ②一般 ③
21. 9. 9 ④井上孫(株) 大阪府西区京町堀1-7-1 ⑤53,550,000円 ⑥
21. 7. 17
- ①特殊反応助剤（舞洲工場）下半期 240,000kg 概算買入 ②一般 ③21.
9. 11 ④和正産業(株) 大阪支店 大阪府中央区淡路町2-1-10-305 ⑤
10,004,400円 ⑥21. 7. 17
- ①灯油（環境局B）第3四半期 141KL 買入（単価契約） ②一般 ③21.
9. 4 ④トーヨーエナジー(株) 大阪府中央区徳井町2-4-14 ⑤54,600
円 ⑥21. 7. 17
- ①A重油（中浜下水処理場外18カ所）第3四半期 101KL 買入（単価契
約） ②一般 ③21. 9. 4 ④旭油業(株) 大阪府北区中崎西1-6-4 ⑤

58,485円 ⑥21. 7. 17

①軽油（環境局）第 3 四半期 344.8KL 買入（単価契約） ②一般 ③21. 9. 4 ④トーヨーエナジー(株) 大阪市中央区徳井町 2-4-14 ⑤82,815円

⑥21. 7. 17

①揮発油（環境局）第 3 四半期 163.4KL 買入（単価契約） ②一般 ③21. 9. 4 ④トーヨーエナジー(株) 大阪市中央区徳井町 2-4-14 ⑤

114,240円 ⑥21. 7. 17

①灯油（平野下水処理場）第 3 四半期 222KL 買入（単価契約） ②一般 ③21. 9. 4 ④三徳商事(株) 大阪市淀川区新高 4-1-3 ⑤50,190円 ⑥

21. 7. 17

①灯油（放出下水処理場）第 3 四半期 412KL 買入（単価契約） ②一般 ③21. 9. 4 ④三徳商事(株) 大阪市淀川区新高 4-1-3 ⑤50,190円 ⑥

21. 7. 17

①灯油（津守下水処理場外 4 ヲ所）第 3 四半期 108KL 買入（単価契約）

②一般 ③21. 9. 4 ④三徳商事(株) 大阪市淀川区新高 4-1-3 ⑤51,765円 ⑥21. 7. 17

①灯油（環境局 A）第 3 四半期 190KL 買入（単価契約） ②一般 ③21. 9. 4 ④三徳商事(株) 大阪市淀川区新高 4-1-3 ⑤51,240円 ⑥21.

7. 17

①A重油（港湾局）第 3 四半期 214KL 買入（単価契約） ②一般 ③21. 9. 4 ④商船三井テクノトレード(株) 大阪支店 大阪市西区靱本町 1-11-7 ⑤50,872円 ⑥21. 7. 17

⑥21. 7. 17

①揮発油（消防局）第 3 四半期 97KL 買入（単価契約） ②一般 ③21. 9. 4 ④旭油業(株) 大阪市北区中崎西 1-6-4 ⑤121,590円 ⑥21. 7. 17

①回転板積込式小型ごみ収集車（ハイブリッド車） 15台 製造 その 2 ②一般 ③21. 9. 18 ④大阪日野自動車(株) 大阪市西淀川区千舟 1-4-45 ⑤140,175,000円 ⑥21. 8. 7

⑤140,175,000円 ⑥21. 8. 7

①回転板積込式小型ごみ収集車（ハイブリッド車） 16台 製造 その 1 ②一般 ③21. 9. 18 ④大阪日野自動車(株) 大阪市西淀川区千舟 1-4-45 ⑤

149,520,000円 ⑥21. 8. 7

①圧縮積込式小型ごみ収集車（ハイブリッド車） 9台 製造 ②一般 ③21. 9. 18 ④三菱ふそうトラック・バス(株) 大阪市西淀川区歌島 3-1-5 ⑤85,995,000円 ⑥21. 8. 7

⑤85,995,000円 ⑥21. 8. 7

①スクープエンド型軽四輪ダンプ車 26台 製造 ②一般 ③21. 9. 18 ④大阪スバル(株) 法人営業部 大阪市北区南扇町 3-25 ⑤50,095,500円 ⑥21. 8. 7

⑥21. 8. 7

①圧縮積込式小型ごみ収集車（天然ガス車） 18台 製造 ②一般 ③21. 9. 18 ④いすゞ自動車近畿(株) 大阪市西淀川区中島 2-10-150 ⑤

151,011,000円 ⑥21. 8. 7

①安定化塩化第一鉄（中浜下水処理場外 5 ヲ所）下半期 概算買入 ②随意

③21. 9. 24 ④(株)大阪アルギン 大阪市淀川区西中島 3-23-16 ⑤
55,446,930円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(b)
(契約管財局契約部物品等契約担当)

大阪市告示第1119号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年11月13日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 許可番号

平成21年7月17日 大阪市指令計（規）第19号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市港区市岡3丁目5番1の一部、5番24

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市鶴見区横堤5丁目13番47号

株式会社 三和プランニング

代表取締役 山畠 敬右

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	24.380m	開発者	開発者	すみ切り2ヵ所含む。
道路		斜長3.000m	開発者	開発者	すみ切り1ヵ所
下水道	D=150mm	4.030m	大阪市	—	集水ますI型 インバート付3ヵ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	—	—	大阪市	—	集水ますI型 インバート付2ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部規制誘導担当)

大阪市告示第1120号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行

為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年11月13日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 許可番号

平成21年7月23日 大阪市指令計（規）第20号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市此花区春日出南1丁目5番の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区中之島4丁目3番25号 フジヒサF J 中之島ビル

株式会社 フジヒサF J

代表取締役 久保 進

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	5.000m	59.000m	開発者	開発者	すみ切り4ヵ所含む。
下水道	D=200mm	2.600m	大阪市	—	集水ますⅠ型 インバート付5ヵ所 新設工
下水道	D=150mm	11.400m	大阪市	—	集水ますⅡ型 インバート付1ヵ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	9.650m	大阪市	—	集水ますⅠ型 4ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部規制誘導担当）



大阪市告示第1121号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年11月13日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 許可番号

平成21年8月7日 大阪市指令計（規）第21-14号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市西淀川区御幣島 6 丁目 24 番 1 の一部、24 番 5 の一部、24 番 6

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府岸和田市土生町 1 丁目 4 番 23 号

フジ住宅 株式会社

代表取締役 宮脇 宣綱

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	22.890m	開発者	開発者	すみ切り 2 ヲ所含む。
下水道	D=150mm	8.550m	大阪市	－	集水ます I 型 インバート付 3 ヲ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	5.650m	大阪市	－	集水ます I 型 2 ヲ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部規制誘導担当）



大阪市告示第1122号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年11月13日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 許可番号

平成21年 9 月 18 日 大阪市指令計（規）第19-71号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市此花区西九条 1 丁目 1 番

3 許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県芦屋市業平町 8 番 14-105 号

アーバンライフ 株式会社

代表取締役 佐瀬 一男

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路		斜長 4. 000m	大阪市	大阪市	すみ切り 1 ヲ所
下水道	D=150mm	4. 500m	大阪市	－	集水ますⅡ型 インバート付 3 ヲ所 新設工
下水道	D=200mm	11. 200m	大阪市	－	1 号組立マンホール インバート付 1 ヲ所 新設工
開発公園	－	－	開発者	開発者	面積 192. 17m ²

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	12. 900m	大阪市	－	集水ますⅠ型 インバート付 6 ヲ所 撤去工
下水道	D=200mm	0. 500m	大阪市	－	集水ますⅠ型 インバート付 1 ヲ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部規制誘導担当）



大阪市告示第1123号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年11月13日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 許可番号

平成21年10月 6 日 大阪市指令計（規）第21-26号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市住之江区北島 2 丁目33番23の一部、33番29、33番30、33番37の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中心区備後町 3 丁目 1 番11号

株式会社 大伍総合開発

代表取締役 中戸 憲三

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	5.000m	49.530m	開発者	開発者	すみ切り2ヵ所含む。
道路	5.000m	25.050m	開発者	開発者	
下水道	D=200mm	4.860m	大阪市	－	0号組立マンホール インバート付1ヵ所 新設工
下水道	D=150mm	5.400m	大阪市	－	集水ますⅠ型 インバート 付 2ヵ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	3.500m	大阪市	－	集水ますⅢ型 インバート 付 2ヵ所 撤去工
下水道	D=150mm	－	大阪市	－	集水ますⅠ型 インバート 付 1ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部規制誘導担当）



大阪市告示第1124号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成21年11月13日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③指定年月日

①梅田ガーデンシティ女性クリニック ②大阪市北区梅田3丁目3番45号 ③平成21年10月1日

①小西耳鼻咽喉科 ②大阪市北区天神橋5丁目7番11号 ③平成21年9月1日

①やすたけちえ心のクリニック ②大阪市北区天神橋2丁目3番16号 ③平成21年10月1日

①たくみ皮フ科 ②大阪市福島区吉野3丁目12番25-101号 ③平成21年9月1日

①くぼ耳鼻咽喉科クリニック ②大阪市此花区春日出中2丁目17番7号 ③平成21年10月1日

①いけだクリニック ②大阪府中央区本町3丁目1番2-B号 ③平成21年9月14日

①おおさかメンタルヘルスケア研究所附属クリニック ②大阪市中央区久太郎町 3 丁目 3 番 9 号 ③平成 21 年 10 月 1 日

①繁田内科クリニック ②大阪市中央区今橋 3 丁目 2 番 17 号 ③平成 21 年 10 月 1 日

①菅尾眼科 ②大阪市中央区上本町西 5 丁目 3 番 9 号 ③平成 21 年 9 月 1 日

①早石病院 ②大阪市天王寺区筆ヶ崎町 2 番 75 号 ③平成 21 年 9 月 1 日

①ナンバかぎもとメンタルクリニック ②大阪市浪速区難波中 1 丁目 10 番 4 号
③平成 21 年 8 月 24 日

①玉造こどもクリニック ②大阪市東成区中道 3 丁目 16 番 15-3 号 ③平成 21 年 10 月 1 日

①さの内科医院 ②大阪市生野区小路 2 丁目 28 番 2 号 ③平成 21 年 9 月 1 日

①福田クリニック ②大阪市旭区高殿 4 丁目 19 番 1 号 ③平成 21 年 9 月 1 日

①西梅田歯科医院 ②大阪市北区梅田 2 丁目 5 番 5 号 ③平成 21 年 10 月 1 日

①中央市場管理棟 井上診療所（歯科） ②大阪市福島区野田 1 丁目 1 番 86 号
③平成 21 年 6 月 1 日

①山本歯科医院 ②大阪市中央区上汐 1 丁目 3 番 16 号 ③平成 21 年 9 月 3 日

①福西歯科口腔外科 ②大阪市西区江之子島 1 丁目 1 番 9-115 号 ③平成 21 年 9 月 1 日

①みつる歯科クリニック ②大阪市西区北堀江 1 丁目 20 番 13-501 号 ③平成 21 年 10 月 13 日

①宮崎歯科医院 ②大阪市天王寺区勝山 4 丁目 8 番 12 号 ③平成 21 年 9 月 1 日

①すぎ歯科医院 ②大阪市西淀川区大和田 5 丁目 1 番 12-101 号 ③平成 21 年 9 月 1 日

①岩崎歯科医院 ②大阪市東成区中本 4 丁目 3 番 2 号 ③平成 21 年 4 月 1 日

①田島歯科医院 ②大阪市旭区太子橋 1 丁目 5 番 26 号 ③平成 21 年 10 月 5 日

①木村歯科医院 ②大阪市鶴見区横堤 3 丁目 6 番 53 号 ③平成 21 年 9 月 1 日

①しろやま歯科医院 ②大阪市住吉区长居 3 丁目 8 番 4 号 ③平成 21 年 10 月 1 日

①東野歯科 ②大阪市住吉区山之内 1 丁目 25 番 30 号 ③平成 21 年 10 月 1 日

①こばやし歯科医院 ②大阪市東住吉区桑津 1 丁目 18 番 4 号 ③平成 21 年 10 月 7 日

①やまだ歯科医院 ②大阪市東住吉区駒川 3 丁目 1 番 7 号 ③平成 21 年 10 月 1 日

①生長薬局 ②大阪市福島区福島 8 丁目 15 番 13 号 ③平成 20 年 5 月 1 日

①らいふ薬局 春日出店 ②大阪市此花区春日出中 1 丁目 25 番 9 号 ③平成 21 年 10 月 1 日

①サン薬局 本町店 ②大阪市中央区久太郎町 3 丁目 3 番 9 号 ③平成 21 年 10 月 1 日

①阪神調剤薬局 鶴橋店 ②大阪市天王寺区筆ヶ崎町 4 番 12 号 ③平成 21 年 9 月 1 日

①リープ薬局 上六店 ②大阪市天王寺区上本町 6 丁目 2 番 26 号 101-2 号 ③
平成 21 年 10 月 1 日

①本町薬局 ②大阪市東淀川区東中島 1 丁目 13 番 35-103 号 ③平成 21 年 4 月 1
日

①ファークスいくの薬局 ②大阪市生野区小路東 4 丁目 2 番 4 号 ③平成 21 年
10 月 1 日

①ファルコはやぶさ薬局 森小路店 ②大阪市旭区大宮 1 丁目 11 番 12 号 ③平
成 21 年 9 月 1 日

①ミキ薬局 ②大阪市平野区加美東 4 丁目 14 番 18 号 ③平成 21 年 9 月 1 日

①（老人）訪問看護ステーション名 ②ステーション所在地 ③事業者名
④事業者所在地 ⑤指定年月日

①訪問看護ステーションまこと ②大阪市中央区玉造 2 丁目 13 番 3 号 ③株式
会社 まこと ④大阪市中央区谷町 5 丁目 7 番 9-303 号 ⑤平成 21 年 8 月 1 日
(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)

大阪市告示第 1125 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定による指定医療機関か
ら、同法第 50 条の 2 の規定により、変更の届出があったので、同法第 55 条の 2
第 2 号の規定により、次のとおり告示する。

平成 21 年 11 月 13 日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③変更年月日

①（旧）：藤吉医院 （新）：ふじよし在宅クリニック ②大阪市浪速区戎本
町 1 丁目 9 番 15 号 ③平成 21 年 10 月 1 日

①（旧）：高野クリニック （新）：隅倉クリニック ②大阪市淀川区塚本 5
丁目 6 番 17 号 ③平成 21 年 10 月 1 日

①（旧）：やました歯科医院 （新）：まつむら歯科 ②大阪市港区夕風 2 丁
目 16 番 9 号 ③平成 21 年 8 月 19 日

①すずらん薬局 福島店 ②（旧）：大阪市福島区福島 2 丁目 2 番 24 号（ルビ
ナス福島 1 階） （新）：大阪市福島区福島 2 丁目 2 番 24 号（セイワパレス堂
島シティ 1 階） ③平成 21 年 6 月 29 日

①大阪府看護協会訪問看護ステーション ②（旧）：大阪市天王寺区細工谷 1
丁目 1 番 5 号 （新）：大阪市天王寺区烏ヶ辻 1 丁目 2 番 22 号 ③平成 21 年 10
月 1 日

(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)